各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

義肢装具士養成所指導ガイドラインについて

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 51 号)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)により、義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)等の一部が改正され、平成27 年 4 月 1 日から、義肢装具士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることになる。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「義肢装具士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「義肢装具士養成所の指導要領について」(平成 16 年 3 月 26 日医政発 0326014 各都道府県知事あて本職通知) は本年 3 月 31 日をもって廃止する。

義肢装具士養成所指導ガイドライン

1 一般的事項

- (1)義肢装具士学校養成所指定規則(昭和63年文部省・厚生省令第3号。以下 「指定規則」という。)第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始 しようとする日の6か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする 日の3か月前までに都道府県知事に提出すること。
- (3)義肢装具士養成所(以下「養成所」という。)の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5)養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員を守ること。
- (2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、 進級又は卒業を認めないものとすること。
- (4)入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5)健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に 掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講

義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。
- (4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けていると ともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2、別表第2の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は義肢装具士法施行規則(昭和63年厚生省令第20号)第13条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 施設設備に関する事項

- (1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり5平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。
 - (ア) 義肢装具装着適合室
 - (イ) 義肢装具製作室
 - (ウ)機械室
- (3) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。
- (4) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (5)教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表二を標準として整備すること。
- (6) 教育上必要な専門図書は1000冊 (ただし、義肢装具士法 (昭和62年法 律第61号。以下「法」という。)第14条第2号又は第3号の養成所にあっては、500冊)以上、学術雑誌(外国雑誌を含む。)は10種類以上を備えていること。

6 臨床実習に関する事項

- (1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具 士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であ ること。

- (3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。
- (4) 実習施設には、実習を行う上で必要な機械器具を備えていること。

7 その他

- (1)入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、従来、指定規則第5条の報告は、看護師等養成所報告システムを利用して行ってきたが、同システムは、義肢装具士養成所から都道府県知事への報告する機能を有していないため、今後、改修(平成27年度中)を計画している。このため、平成27年度の指定規則第5条の報告は、各養成所において、同システムに入力したデータを出力することにより作成される書類の提出をもって報告とされたいこと。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、申請書(設置計画書)が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中(設置計画中)であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

別表1 教育内容と教育目標

- 1 3	育内谷と教育	口/示			
区分		単位数			
ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		法第十四	法第十四	法第十四	教育目標
教育	内容	条第一号	条第二号	条第三号	
基礎分野	科学的思考 の基盤 人間と生活	1 4			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造 と機能及び 心身の発達	1 3	1 0	1 0	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立 てて理解できるようにする。
	疾病と障害 の成り立ち 及び回復過 程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と 回復過程に関する知識を習得し、理解力、観 察力及び判断力を養う。
	保健医療福 祉とリハビ リテーショ ンの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハ ビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢 装具士が果たすべき役割及び福祉用具につい て学ぶ。
	義肢装具領 域における 工学	1 0	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義 肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
	小計	3 6	2 9	2 1	
	と機能及び 心身の発達 疾病と障害 の及び便進 程の促進 程の促進 程の促進 程をリッシュ 義肢とリーションの理念 義肢における エ学 小計 36 29 5 基礎義財表 具学 10 8 19 基礎義財装 具学 19 19 応用義財装 具学 20 20 本株実習 4 4 小計 43 43	1 0	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統 的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うこ とができる基礎的能力を養う。		
専門分野		2 0	2 0	1 1	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
	臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
	小計	4 3	4 3	2 4	
合計		9 3	7 2	4 5	

別表 2

機械器具

機械器具	
品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1
プラスチックカッター	10人で1
ハンドドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オーブン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	2人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1
作業台	4人で1
電動ミシン(平台)	5人で1
八方ミシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義手用筋電位測定機器	一式
運動解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品は見みび名が見	各種
装具及び各部品 東格ス(手押) 刑 英通刑 バギー刑 フポーツ刑 ルカラノーンが刑など)	各種 5 種以上
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など) 電動車格ス	5種以上
電動車椅子 座位保持装置	1
座位保持装直 整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	一式 3種以上
登形帆合性(短帆、デヤツル帆、長帆など) 松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上 2種以上
松栗秋 (不聚、) ルミ聚なと) 歩行補助杖 (T 字杖、4 点支持、ロフストランド杖など)	2 種以上 3 種以上
歩行補助权(1 子仪、4 点文符、ロノストノント仪など) 歩行器	3 健以上 1
少口種	1

(注)各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髄横断模型	一式
末梢神経系模型	一式